

小腸の機能障害の状況及び所見

身長 \_\_\_\_\_ cm      体重 \_\_\_\_\_ kg      体重減少率 \_\_\_\_\_ %  
(観察期間 \_\_\_\_\_ )

1 小腸切除の場合

(1) 手術所見：・切除小腸の部位 \_\_\_\_\_、長さ \_\_\_\_\_ cm  
・残存小腸の部位 \_\_\_\_\_、長さ \_\_\_\_\_ cm  
(手術施行医療機関名 \_\_\_\_\_ (できれば手術記録の写を添付する))

(2) 小腸造影所見((1)が不明のとき) … (小腸造影の写を添付する)  
推定残存小腸の長さ、その他の所見


2 小腸疾患の場合

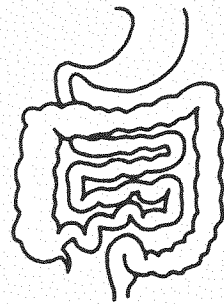
病変部位、範囲、その他の参考となる所見

(注) 1 及び 2 が併存する場合はその旨を併記すること。

[参考図示]

切除部位 

病変部位 



3 栄養維持の方法 (該当項目に○をする。)

① 中心静脈栄養法：

・開始日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
・カテーテル留置部位 \_\_\_\_\_  
・装置の種類 \_\_\_\_\_  
・最近6か月間の実施状況 \_\_\_\_\_ (最近6か月間に 日間)  
・療法の連続性 \_\_\_\_\_ (持続的・間歇的)  
・熱量 \_\_\_\_\_ (1日当たり kcal)

② 経腸栄養法：

・開始日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
・カテーテル留置部位 \_\_\_\_\_  
・最近6か月間の実施状況 \_\_\_\_\_ (最近6か月間に 日間)  
・療法の連続性 \_\_\_\_\_ (持続的・間歇的)  
・熱量 \_\_\_\_\_ (1日当たり kcal)

③ 経口摂取：

摂取の状態 \_\_\_\_\_ (普通食・軟食・流動食・低残渣食)  
摂取量 \_\_\_\_\_ (普通量・中等量・少量)

4 便の症状：(下痢・軟便・正常)、排便回数(1日 \_\_\_\_\_ 回)

5 検査所見：(測定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

赤血球数	/mm <sup>3</sup>	血色素量	g/dl
血清総蛋白濃度	g/dl	血清アルブミン濃度	g/dl
血清総コレステロール濃度	mg/dl	中性脂肪	mg/dl
血清ナトリウム濃度	mEq/l	血清カリウム濃度	mEq/l
血清クロール濃度	mEq/l	血清マグネシウム濃度	mEq/l
血清カルシウム濃度	mEq/l		

- (注) 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。  
2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。  
3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。  
4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。  
5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。  
6 「栄養維持が困難」とは、栄養療法開始前に以下の2項目のうちいずれかが認められる場合をいう。  
なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。  
1) 成人においては、最近3か月間の体重減少率が10%以上であること。  
(この場合の体重減少率とは、平常の体重からの減少の割合、又は(身長-100)×0.9の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう。)  
15歳以下の場合においては、身長及び体重増加がみられないこと。  
2) 血清アルブミン濃度3.2g/dl以下であること。  
7 「随時」とは、6か月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。

参考

障害程度等級表

級別	小腸機能障害
1級	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                     a 疾患等により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm未満 (ただし乳幼児は30cm未満) になったもの 又は b 小腸疾患により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの                 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     + 栄養維持が困難となるため、推定エネルギー必要量の60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるもの                 </div> </div>
2級	
3級	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                     a 疾患等により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm以上150cm未満 (ただし乳幼児は30cm以上75cm未満) になったもの 又は b 小腸疾患により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの                 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     + 栄養維持が困難となるため、推定エネルギー必要量の30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるもの                 </div> </div>
4級	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                     小腸切除により永続的に小腸機能の著しい低下がある 又は 小腸疾患により永続的に小腸機能の著しい低下がある                 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; margin-left: 10px;">                     + 通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難である                 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     { 随時、中心静脈栄養法が必要である 又は 随時、経腸栄養法が必要である }                 </div> </div>
5級	
6級	

(表1) 日本人の推定エネルギー必要量

年 齢 (歳)	エ ネ ル ギ ー (kcal/日)	
	男	女
0~5(月)母乳栄養児	600	550
人工乳栄養児	650	600
6~11(月)	700	650
1~2	1,050	950
3~5	1,400	1,250
6~7	1,650	1,450
8~9	1,950	1,800
10~11	2,300	2,150
12~14	2,350	2,050
15~17	2,350	1,900
18~29	2,300	1,750
30~49	2,250	1,700
50~69	2,050	1,650
70以上	1,850	1,550

「日本人の食事摂取基準の策定について」

(平成16年12月28日健発第1228001号厚生労働省健康局長通知)

総括表 注意 原因となった疾病には、特発性仮性腸閉塞症、中腸軸捻症等原因となった疾病名を記入してください。

氏 名	年 月 日生	男 ・ 女
住 所 京都府		
① 障害名	小 腸 機 能 障 害	
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他( )	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日 発生場所	
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
⑥ 将来再認定 (障害程度改善見込)		
要 (再認定の時期 年 月) ・ 不要		
⑦ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名		医師氏名 ㊤
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入すること。]		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する ( 級相当)</li> <li>・ 該当しない</li> </ul>		

※ 障害区分や等級決定のため、京都府又は京都府社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。